

## 『立命館言語文化研究』投稿規程

(目的)

1. 本規程は立命館大学国際言語文化研究所（以下、「研究所」とする。）紀要『立命館言語文化研究』（英文書名：Ritsumeikan Studies in Language and Culture）（以下、「紀要」とする。）の投稿について定めるものである。執筆については、別途『立命館言語文化研究』執筆要領を参照すること。

(投稿資格)

2. 紀要に投稿できる論文等の執筆者は、本学の教職員・研究員のほか、研究所で受け入れている客員協力研究員および編集委員会が寄稿を依頼した者または投稿を認めた者とする。

(投稿申込)

3. 執筆者は投稿にあたり、必要事項を記載した上で以下の書類をすべて提出する。研究所が定める申込み期間以外に提出された場合は原則として受けない。

(1) 研究所所定の『立命館言語文化研究』執筆申込書

(2) 要約・キーワード

(3) 原稿

(原稿の種類)

4. 原稿の種類は以下のとおりとする。ただし、いずれも研究所の研究活動に関連した内容のものとする。

(1) 論文 (Article)

(2) 研究ノート (Short Research Reports)

(3) 翻訳 (Translation)

(4) 資料紹介 (Introductions of Archived Documents)

(5) その他編集委員会が依頼または承認したもの

5. 原稿の種類について、以下のとおり定義を定める。

(1) 論文：実証的あるいは論考的研究に基づく原著論文。

(2) 研究ノート：論文に準じる学術的価値のある研究、あるいは予察的・中間的な研究報告。

(3) 翻訳：日本語以外の言語で発表された論文等について、日本語に翻訳を行った学術的価値の認められるもの。

(4) 資料紹介：学術的価値の認められる資料の紹介。

(5) その他編集委員会が認めたもの。

(著作権)

6. 原稿は、すべて未発表のものとする。また、原稿の執筆に際して、執筆者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。

(原稿分量)

7. 原稿の本文の分量は、和文の場合は 20,000 字程度、英文の場合は 7,000 語程度、その他の言語の場合は和文に相当する分量とし、本文とはいずれも表題・図表・注・引用文献を含めたときの上限とする。

(執筆)

8. 原稿の執筆に関する詳細は、別途「執筆要領」において定める。

(使用言語)

9. 使用言語は、任意の言語とする。執筆者の母語以外の言語を使用する場合は、ネイティブチェックを行い投稿すること。

(要約・キーワード)

10. 原稿には本文のほかに、本文が和文の場合には、英文 150 語以内の要約を添付し、その他の言語の場合には和文 430 字以内の要約を添付し、和文および英文の二言語によるキーワード（5 点以内）を添付して提出すること。キーワードは要約の後に記載すること。

(原稿提出)

11. 原稿は、PDF 形式と Word 形式の電子データを電子メールで提出するものとする。原稿提出締切日を過ぎた場合は原則として受付けない。

(査読)

12. 投稿された論文については、編集委員会の方針に基づいた査読を行い掲載の可否について判断を行う。

(公開)

13. 紀要の目次および掲載論文等は、原則として研究所、立命館大学機関リポジトリ R-Cube、国立国会図書館および国立情報学研究所のホームページ上で公開する。ただし、執筆者の許諾がない場合または編集委員会が特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。

(その他)

14. その他必要な事項については、編集委員会の議を経て、研究所運営委員会で決定する。

(改廃)

15. 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て研究所運営委員会において行う。

- 附則 1. 本規程は 2020 年 11 月 9 日から施行し、本誌第 33 卷 1 号から適用する。
2. 本規定の制定に伴い、『立命館言語文化研究』執筆・投稿規定（2004 年 12 月 14 日）は廃止する。
3. 研究所等、本規程で言及したホームページ上で公開する論文等については、本規程を準用する。